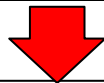


第9次草津市交通安全計画の概要について

第8次草津市交通安全計画からの課題	
○	第8次交通安全計画での目標である、交通事故死者数ゼロは達成することができなかった。
○	高齢者（65歳以上）の交通事故死者数は、全交通事故死者数の約半数を占めている。
○	自転車事故や二輪車事故が多く発生していることが特徴であり、県下平均よりも高い。
※	以上のことから、安全な道路環境の構築に伴う交通安全施設の整備とともに、各年齢層に応じた段階的な交通安全教育、啓発を引続き実施していく必要があります。



第9次草津市交通安全計画（平成23年度～平成27年度）	
計画の趣旨	交通安全対策基本法第26条第1項の規定により、県の第9次交通安全計画を基本として、第8次交通安全計画の課題を踏まえ、市の区域における交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める。
計画の性格	交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画
計画の期間	平成23年度から平成27年度までの5年間
理念	交通事故のない安全で安心なまちづくりを目指します。 ～交通事故減少プラン～



第1章 道路交通の安全

重点アクションプラン

<p>【3つの重点】</p> <p>I 高齢者および子どもの安全確保 II 歩行者および自転車の安全確保 III 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保</p>	<p>1・道路交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・あんしん歩行エリア対策の推進 ・路側帯カラー舗装整備事業 ・草津駅、南草津駅円滑化促進（バリアフリー化）事業 ○幹線道路における交通安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事故分析の充実および事故対策のノウハウの蓄積・活用の実施 ○交通安全施設等整備事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・通学路対策事業（スクールゾーン等設置事業） ・区画線および防護さくの整備 ○自転車利用環境の総合的整備 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車歩行者道、自転車道、自転車レーン等の整備 ・南草津駅東口における新設駐輪場の整備事業 ・自転車安全環境推進事業にかかる補助金の交付 ○交通需要マネジメントの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス「まめバス」の運行 ○災害に備えた道路交通環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の補修、補強 ・災害発生時における迅速、的確な交通規制の実施 ○総合的な駐車対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・草津駅前地下駐車場の利用促進 ・放置駐車違反に対する取締り活動の強化 ○交通安全に寄与する道路交通環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路パトロールの実施 ・地域ぐるみの学校安全推進事業（スクールガード活動事業）の実施 	<p>3. 安全運転の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運転者教育等の充実 ・交通安全高齢者師範学校での指導
<p>【施策の7つの柱】</p> <p>1. 道路交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ・幹線道路における交通安全対策の推進 ・交通安全施設等整備事業の推進 ・効果的な交通規制の推進 ・自転車利用環境の総合的整備 ・交通重要マネジメントの推進 ・災害に備えた道路交通環境の整備 ・総合的な駐車対策の推進 ・交通安全に寄与する道路交通環境の整備 <p>2. 交通安全思想の普及徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ・効果的な交通安全教育の推進 ・交通安全に関する普及啓発活動の推進 ・交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等 ・市民の参加・協働の推進 <p>3. 安全運転の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転者教育等の充実 <p>4. 車両の安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の検査および点検整備の充実 ・自転車の安全性の確保 <p>5. 道路交通秩序の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通の指導取締りの強化等 <p>6. 救助・救急活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助・救急体制の整備 <p>7. 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償の請求についての援助等 	<p>2. 交通安全思想の普及徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、小中高大学生および老人クラブ等での交通安全教室の実施 ・交通安全高齢者師範学校の開催 ○効果的な交通安全教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・模擬道路、模擬信号機等を活用した交通安全教室の実施 ・ジュニアリーダーの育成 ○交通安全に関する普及啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・春の全国交通安全運動街頭啓発の実施 ・夏の交通安全県民運動での啓発活動 ・秋の全国交通安全運動街頭啓発の実施 ・年末の交通安全県民運動移動啓発の実施 ○市民の参加・協働の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学区、地区別事故防止啓発運動の実施 ・交通安全対策推進事業補助金の交付 	<p>4. 車両の安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動車の検査および点検整備の充実 ・検査、点検整備における啓発PRポスターの掲示 ○自転車の安全性の確保 ・交通安全教室、交通安全高齢者師範学校での自転車安全点検の指導
		<p>5. 道路交通秩序の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通の指導取締りの強化等 ・悪質、危険、迷惑性の高い違反に重点をおいた取締りの強化 ・自転車利用者に対する指導取締りの推進
		<p>6. 救助・救急活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救助・救急体制の整備 ・普通救命講習会の開催 ・AED設置場所、施設の公表 ・防災フェア等各種イベントによる啓発活動の実施
		<p>7. 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○損害賠償の請求についての援助等 ・交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営の推進 ・交通事故相談活動の周知徹底

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道事故のないまちを目指して

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切道における交通の安全についての対策

1. 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

2. 踏切道における交通に関する安全施策

- ・踏切保安設備の整備および交通規制の実施
- ・踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置